

郡山市議会BCP検討会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市議会BCP(業務継続計画)(以下「議会BCP」という。)の見直しの体制を整備するとともに、災害に関する法令の改正並びに、議会BCPにおける実施内容及び手順等に変更が生じた場合において、それらを議会BCPに反映させることを目的として郡山市議会BCP検討会議(以下「検討会議」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、次のいずれかに該当するときは、検討会議を設置することができる。

- (1) 災害に関する法令の改正があり、議会BCPの修正の必要が生じたとき
- (2) 議会BCPにおける実施内容及び手順等に変更が生じ、議会BCPの修正の必要が生じたとき
- (3) 議員から議会BCPに関し、検討会議設置について提案があったとき
- (4) 議長が必要と認めたとき

(所掌事務)

第3条 検討会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 議会BCPの見直しに関すること
- (2) その他議長が特に必要と認めること

(組織)

第4条 検討会議は、議長、副議長、各会派の議員1名をもって組織する。

- 2 議長は、検討会議の事務を総括し、検討会議を代表する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 議長及び副議長がともに事故があるとき、又は欠けたときは、各会派から選出された議員のうち年長議員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は議長が招集し、議長が座長を務める。

(解散)

第6条 議長は会議の決定をもって、検討会議を解散するものとする。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、郡山市議会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年2月21日から施行する。